

2018年（平成30年）5月8日

衆議院

消費者問題に関する特別委員会委員各位

特定非営利活動法人

消費者機構日本

代表理事・理事長 和田 寿昭

「消費者契約法の一部を改正する法律案」についての要望

全国の消費生活センターに寄せられる消費生活相談は2016年には年間88万件を超え、総相談件数のうち70歳以上からの相談が19.6%を占めています。（消費生活年報2017／国民生活津センター編）これは総人口に占める70歳以上構成比19.2%（総務省統計局ウェブサイトより）を超えています。人口1,000人当たりの消費生活相談件数の推移を年代別に見ると、65歳以上は2007年が5.5件でしたが、2016年には7.1件と増加しています。（平成29年版消費者白書より）

また、65歳以上の高齢者からの相談の特徴として、相談1件当たりの既払い金の平均金額が高いことが指摘されています。具体的には、65歳未満が約30万円であるのに比し、65歳以上は約69万円となっています。（平成29年版消費者白書より）

一方、若年者については、民法の成年年齢引き下げにより、18歳・19歳が契約当事者となった場合、これまでと異なり未成年取消の対象となくなることから、これまで20歳になると増えていた消費者被害が18歳・19歳へも拡大していくことが心配されます。

このような状況下、この度「消費者契約法の一部を改正する法律案」が国会に上程されていることは、時宜にかなったものと受け止めております。国会審議にあたり、貴職に下記事項を要望いたします。

記

1. 今通常国会に上程されています「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下、法案という。）について、今国会での成立を要望します。

2. 法案審議において、以下の論点を取り上げてくださいますよう要望します。

(1) 消費者契約法第4条3項に3号4号を加えるにあたり、「社会生活上の経験が乏しいことから」との要件を削除してください。

（理由）

「社会生活上の経験が乏しいことから」との要件は、成年年齢引き下げへの対応を明確にする観点から加えられたものと推察しますが、この要件があるばかりに、高齢者等の被害回復のためにこの条項を活用することが困難な例が生じることを懸念します。この要件がなくとも、若年者への適用には問題ありません。

また、あらたに加えられる第4条3項3号4号から「社会生活上の経験が乏しいことから」との要件を削除しても、取消の対象となる行為は厳格に規定されており、

困惑していない者が取消権を行使できるようになる余地はなく、この要件は不要であると考へます。

中高年者や高齢者など社会生活上の経験を有すると考へられる者であっても、相手方事業者による不安をあおる告知や恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用により、困惑して契約してしまった場合に取消権が行使できるよう、この要件を削除してください。

(2) 消費者契約法第9条1号の平均的損害の立証に関して、推定規定をおくことをはじめ、消費者側の立証責任の転換・軽減をはかることが、今後の検討課題であることを明確にしてください。

(理由)

消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書は、「法第9条第1号の『平均的な損害の額』に関し、消費者が『事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額』を立証した場合には、その額が『当該事業者に生ずべき平均的な損害の額』と推定される旨の規定を設けることとする。」ととりまとめられています。しかし今回の改正案においては、この規定を設けることが見送られています。「事業の内容が類似する同種の事業者」についてどのように画するかが困難であったとの事情もあるようですが、この点を含め引き続き検討を加えていくことを国会審議において明確にしてください。

そもそも、消費者契約法第9条1号に定められた「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」の立証のために必要な資料はもっぱら事業者が保有していますので、裁判や消費生活相談において、消費者が「平均的な損害の額」の立証を行うのは著しく困難です。まずは立証責任の軽減をはかるために、上記推定規定を設けることを優先して検討をすすめるとしても、さらには立証責任の転換をはかることについても検討課題であることを国会審議において明確にしてください。

(3) 高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権についての規定をおくことについて、民法改正による成年年齢引き下げまでに実現すべき検討課題であることを明確にしてください。

(理由)

合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型について、今回の改正では、不安をあおる類型と恋愛感情等に乗じる類型について手当されています。しかし、今回手当されたのは「つけこみ型」勧誘の類型の一部にとどまっています。高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権についての規定が、包括的に検討される必要があります。この点については、民法改正による成年年齢引き下げが実施されるまでには、手当されていることが必要であり、期限を切ったうえでの今後の検討事項であることを、国会審議において明確にしてください。

以上

本件問合せ先

特定非営利活動法人 消費者機構日本

(担当 磯辺)

電話 03-5212-3066

Fax 03-5216-6077

e-mail webmaster@coj.gr.jp